



平成26年6月号(隔月発行)

札幌司法書士会 会長 猿田史典 編集担当責任者 番井菊世 <http://www.sihosyosi.or.jp/>

〒060-0042 札幌市中央区大通西13丁目4番地 電話 011-281-3505 FAX 011-261-0115

裁判制度超入門

ニュースやドラマで言葉は知っていても、実際にはなかなか馴染みのない裁判制度の「よくある誤解」をご紹介します！



刑事裁判と民事裁判の違い

刑事裁判

検察官(国) → 裁判所

被告人 → 裁判所

被告人に罰を与えることは正義かな?

検察官(国): 被告人が刑法で定める悪いことをしたので、懲罰を求める

被告人: 私はやってない! 無罪だ!

誤解されやすいポイント

- ① 逮捕権があるのは原則、司法警察員や検察官などですが、起訴できるのはあくまでも国の代理人である「検察官」です。被害者や警察が訴えるわけではありません。
- ② 刑事裁判では、懲罰をもとめるものなので、被害者に慰謝料や損害賠償のお金を支払えという判断は刑事裁判ではなされません。原則、民事裁判で別な形で行います。

民事裁判

原告 → 裁判所

被告 → 裁判所

どちらの言い分が優位かな?

原告: お金を貸したのに返してくれない。返せという判決を求める

被告: お金は借りたものはない、もらったものだ

誤解されやすいポイント

- ① 原告が訴えを起こした人、被告が訴えを起こされた人です。野球で言えば、原告が「攻撃」被告が「守備」です。
- ② 刑事裁判で、悪いことをしたと思われる人を「被告人」というので、つい「被告」は悪いことをしたように思われますが、そのような意味ではありません。
- ③ 裁判所は、相撲の行司さんのような存在で、どちらに軍配を上げるかの判断をします。

よくある民事裁判の流れ

裁判所「被告は受け取ったお金は借りたのではなく、もらったものだと言っている。原告は貸したという立証をしなさい」 ⇒ **立証責任は、請求をしている原告にあります**

原告「お金を銀行から降ろした日の通帳と、その翌日に被告からのメールで「助かったよ、ありがとう。給料が出たら返すね」とあります」 ⇒ **借用書などがなくても、こうした事情で立証することができる場合があります**

被告「うう・・・わかりました。認めます。でも今お金がないので、分割で支払いたいのですが」 ⇒ **このように、裁判になっていても和解を申し出ることが出来ます**

裁判所「原告は和解に応じますか？」

原告「いいえ、一括でないと困ります！」 ⇒ **このように、相手が提示した和解に応じるかどうかを決めることが出来ます**

裁判所「じゃあ、判決にします。いいんですね？」 ⇒ **どうなるでしょう？ 裏頁参照！**

誤解されやすいポイント民事裁判

- ① 表面の原告は、貸したお金を一括で支払えという勝訴判決を得ることができ、被告も控訴せず、判決は確定しました。しかし、被告はお金が支払えなずさっぱりお金を支払ってくれません。裁判で勝っても、裁判所がお金を取り立てたり、財産を差押えたりしてくれるわけではありません。
- ② では、なんのための裁判だったのか？勝訴判決を得られれば、それをもって自分で調査をして相手の財産（預金債権であれば、銀行名と支店名、給料債権であれば勤務している会社名を調べる）に差押えの手続きをすることが出来ます。裁判の判決文のような公的なものがなければ、他人の財産を差し押さえる（差し押さえることを「強制執行」と言います）ことはできないからです。
- ③ すなわち、財産がない人や、財産がどこにあるかわからない場合は、判決をとっても差押えが出来ない＝お金を回収できない、ということになってしまいます。そのリスクを考えると、和解に応じて分割でお金を受け取った方がよかったかもしれませんね。

A D R（訴訟手続によらない紛争解決手続）をしていますか？

A D Rは、Alternative Dispute Resolution の略称で、裁判ではなく、話し合いでトラブルを解決する手続のことです。札幌司法書士会をはじめ、裁判所以外の様々な機関が行っています。多くは、専門的な知識を持った第三者が、中立的な立場で話し合いを仲介し、当事者双方が納得できる解決を探ります。

裁判所よりも敷居が低く利用しやすい等のメリットがありますが、A D Rで和解した内容が実行されない場合でも強制執行ができない（裁判所で和解した場合は強制執行ができる）等のデメリットもあります。

○ 文部科学省 原子力損害賠償紛争解決センター ○

東京電力に対する、原発事故による損害賠償の請求について利用することができます。特例法により、時効前にセンターへ申立てられた請求権について、仲介の間に時効にかからないようにすることができます。

○ 国民生活センター紛争解決委員会によるA D R ○

消費者トラブルが生じ、消費生活センター等や国民生活センター相談部へ寄せられた相談のうち、そこの助言やあっせん等の相談処理のみでは解決が見込めないときなどには、消費者は紛争解決委員会へ和解の仲介や仲裁を申請することができます。

札幌司法書士会でも法務大臣の認定を受け、140万円以内の民事の紛争についてA D Rを行っています。

司法書士会からの

お知らせ

小学4年生とその保護者の皆さんへ

夏休みに「親子法律教室」に参加してみませんか？
『解釈のちから～紙芝居で学ぶ法教育～』

と き：8月3日（日）

ところ：札幌市男女共同参画センター4階大研修室
（札幌市北区北8条西3丁目 札幌エルプラザ内）

午前の部 10時～12時（受付開始9時30分）

午後の部 14時～16時（受付開始13時30分）

※参加費は無料です。午前午後とも同一の内容です。

お問い合わせは事務局・親子法律教室係まで

電話 011-281-3505

編集後記

昨今、情報についての議論が多い。情報をいち早く大量に有する者が勝ち組になるという。一步先を歩め！ということでしょうか。その反面、庶民が情報の開示を求めると、保有する側は「混乱を招く恐れ（公共の福祉に反する）」という理由で、えらく渋ることが多い。情報の中には「ある・ない」という簡単な事実についても存在する。「総理大臣は携帯電話を使っているか？」などである。大量の情報マスコミやネットで流れているが、その量と質は膨大である。何が良質で何が不要なのか。受け手の側の注意力が必要である。私たちは、このような情報氾濫の時代に飲み込まれていかないような、判りやすく、しかも良質な情報の発信を心がけていきたいものである。（爺）